

「平成30年7月豪雨」で被災された皆さまへの特別お取扱いについて

このたびの「平成30年7月豪雨」の被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申し上げます。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：丹保 人重）では、このたびの「平成30年7月豪雨」により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまを対象に、下記のとおり特別お取扱いを実施いたします。

記

1. 新規の契約者貸付に関する特別お取扱い

(1) 特別金利の適用（契約者貸付利息の免除）

新規の契約者貸付につきまして、以下のとおり貸付利息を免除いたします。

対象のご契約者	災害救助法適用地域*で被災されたご契約者さま
貸付利率	年利 0.0% (現行：保険種類・契約日に応じて年1.20%～3.75%)
貸付金額の上限	上限なし（ただし、解約返戻金の一定割合以内）
受付期間	2018年7月5日から2018年9月30日まで
上記利率適用期間	2019年1月31日まで

*対象地域は内閣府HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(2) 契約者貸付における電話手続

災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまについては、2018年9月30日まで契約者貸付のご利用実績にかかわらず、お電話でお手続きを承ります（法人のご契約者さまを除きます）。請求書類等のご提出が不要となりますので、より簡便・スピーディに契約者貸付をご利用いただけます。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別お取扱い

(1) 今回の豪雨災害によりケガで入院された場合

給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合は、病院または診療所の発行した領収証、診療明細書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

ケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをした日から入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 今回の豪雨災害により必要な入院治療を受けられなかった場合（ケガ、病気を含む）

本来入院による治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、入院が開始できず自宅、避難所等で療養された場合や、当初の予定より早い退院を余儀なくされた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして、入院給付金をお支払いいたします。

3. 保険契約の失効に関する特別お取扱い

(1) 保険料払込に関する猶予期間について

資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまの場合には、お申し出によりこの払込猶予期間を、最長6か月（2019年1月31日まで）延長いたします。

(2) 貸付金の利息返済の猶予期間について

貸付を受けられているご契約や立替金（保険料自動振替貸付）がすでに適用になっているご契約で、この度の災害による影響により貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからのお申し出により最長6か月（2019年1月31日まで）失効を猶予いたします。

4. お問い合わせ窓口

災害専用ダイヤル	電話番号：0120-321-904
<受付時間> 月～金	9：00～18：00
土	9：00～17：00（日・祝日・年末年始を除く）
お客さまサービスセンター	電話番号：0120-324-386
<受付時間> 月～金	9：00～18：00
土	9：00～17：00（日・祝日・年末年始を除く）
※無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。	

以 上